

学習者（児童生徒）用タブレット端末（iPad）利用確認書

学習者（児童生徒）用タブレット端末は、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、これからの社会を生きる子どもたちに必要とされる情報活用能力を育てることを目的として、郡山市が本市立学校の児童生徒に貸与しているものです。

1 学習者（児童生徒）用タブレット端末（iPad）の基本的な使い方について

- 故障や破損、紛失、盗難があったときは、すぐに先生や保護者に報告します。
- 児童生徒の健康面を配慮して、次の時間帯は利用しません。

【小学生】 21:00～翌6:00

【中学生】 22:00～翌6:00

※休止時間として、端末自体に設定を行っています。

2 個人情報の保護について

- 写真撮影や、音や映像を録音・録画する時は、相手の許可（肖像権等）をとります。
- 自分や他人の個人情報をインターネット上（SNS やホームページ等）に公開しません。

3 人権侵害について

- 心を傷つけたり、不快感を与えたりしないように、相手を思いやって使います。

4 著作権について

- 他人の作品や表現を尊重し、使用するときには許可をとります。

5 安全性（セキュリティ）やネットワーク上のルール、モラルについて

- インターネットで、不適切なサイトの閲覧を行いません。
- タブレット端末（iPad）でどのホームページを見たか（アクセス履歴）は、自分の端末上で消去しても教育委員会にわかるように設定されていることを理解して使用します。
※法律違反や不適切な使い方がわかったときには、アクセス履歴を確認させていただきます。
- IDやパスワードは自分で管理し、忘れない工夫をします。忘れたときは、先生に伝えます。

6 健康面について

- 照明等により、十分な明るさを確保して使用します。
- 30分に一度は目を休めるようにし、目と画面の距離を30cm以上離して使用します。
- 長時間使用をせず、また、時間を決めて使用します。